

**日田市居宅介護サービス費等の額の特例等に  
関する規則の一部改正について（趣旨）**

**1. 改正の目的・理由**

令和2年7月豪雨により被災した要介護被保険者等又は主たる生計維持者に対する居宅介護サービス費等の額の特例等を実施するに当たり、所要の措置を講ずること。

**2. 改正の主な内容**

令和2年7月豪雨により被災した要介護被保険者等又は主たる生計維持者に対する利用者負担額の免除等に関する基準に関し、国の財政支援の基準が変更されたことに伴い対象となる期間の延長を行うもの。

(1) 利用者負担額の免除等の対象となる期間の延長

◆利用者負担額の免除等の対象となる期間

【改正前】令和2年7月6日から同年12月31日まで



【改正後】令和2年7月6日から令和3年2月28日まで

(2) 免除証明書の交付及び免除証明書の提示による免除

免除の対象となる者からの申請により、国が定める免除証明書を交付すること。

また、当該者が令和3年1月1日以降、利用者負担額の免除を受けようとする場合は、被保険者証及び免除証明書を併せて介護サービス事業所等に提示することで、免除を受けることができるものとする。

**3. 施行の時期**

2(1)：公布の日

2(2)：令和3年1月1日

**4. 意見公募をしなかった旨及びその理由**

日田市行政手続条例第37条第4項第1号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由：公益上、緊急に規則を定める必要があるため